



はじめての農業委員会



まずは知っておきたいこと!

農業委員会業務の手引

～委員初研修会編 委員版～



「農地な Bee くん」

編 著 永武 幸子

全国農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人 全国農業会議所

はじめに

農業委員会統一改選で新しく委員として任命もしくは委嘱された皆さま、前期から継続してお世話になっております委員の皆さま、今後、農業委員会業務について様々にご尽力いただきますこと本当にお疲れ様です。

事務局職員は、地元精通されております委員の皆さま方が頼りです。よろしくお願い申し上げます。

さて、農業委員会は、**農業委員会等に関する法律（以下農業委員会法）**で位置づけられた法律に基づく業務を担っています。法律っていうと敬遠したくなるんですが、ここはおつきあいください。

業務を行っていくには、**農業委員会法**をはじめ、**農地法**や**農業経営基盤強化促進法（以下基盤法）**、**農業振興地域の整備に関する法律（以下農振法）**など多くの関係法律の知識が必要です。農業委員会が取り組むべき業務の基本は、次の4つです。

- ① 農地の確保と有効利用…農地行政を行う組織として、効率的な農地利用を農業者を代表して公正に審査 **〔農業委員会法第6条第1項〕**
- ② 農地等の利用の最適化…農業生産力の増進を支援する組織として、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進を推進 **〔農業委員会法第6条第2項〕**
- ③ 農業の担い手の育成・確保…農業経営の合理化を支援する組織として農業の担い手の育成・確保と効果的な情報の提供活動 **〔農業委員会法第6条第3項〕**
- ④ 地域の課題解決…農業・農村の声を代表する組織として農業者の声を行政・政策に反映するため意見書を提出 **〔農業委員会法第38条〕**

とはいえ、改選で新規に就任された農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さまにとっては、そもそも「農業委員会ってなに？ なにををするところなの？」と思われたのではないのでしょうか？

本冊子では、その部分を中心に初研修会としての内容をピックアップしました。同シリーズの4冊目、「農業委員会業務の手引き～基礎編～」とともに開いて確認いただければ幸いです。

分からないことは、何でも事務局に相談いただければ…
と思います。よろしくお願いします。

ばくの名前は「農地な Bee くん」です。あわてんぼうな著者のサポートキャラクターだよ！

一緒に勉強していきますので、よろしくお願いします。



農業委員会の基礎知識



1 農業委員会組織

テキストは、3頁

農業委員会法に基づいて設置されている3段階の組織

- ① 農業委員会 ② 都道府県農業会議 ③ 全国農業会議所

2 農業委員会の設置基準

テキストは、3頁・4頁

農業委員会法第3条

農地が全くないなどの例外を除き、原則として市町村に1つ設置（必置）
市町村面積又は農地面積により2つ以上の委員会を置くこともできる

資料に示す「テキスト」とは、「はじめての農業委員会4」です。本冊子（8A）と一緒に開いて確認してください。

3 農業委員会の構成等

農業委員会法第8条・第17条

テキストは、4頁・5頁

- ① 農業委員…市町村長が議会の同意を得て任命（任期：3年）
定数基準（農業委員会法施行令第5条）



- ② 農地利用最適化推進委員…農業委員会が委嘱
（任期：農業委員会に委嘱された日～農業委員の任期満了日）
定数基準（農業委員会法施行令第8条第1項）
…農地100haに1人以下に従い条例で定めること ※特例措置あり
農地利用最適化推進委員を委嘱しないことができる市町村もある

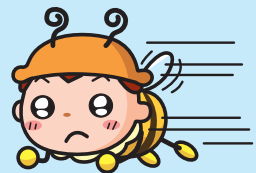
テキスト5頁の表参照

農業委員会法第14条・第24条

特別職の公務員（非常勤）で職務上知り得た秘密を漏らしてはいけない

農業委員会の行うべき事務

- 1 農地の確保と有効利用 農業委員会法第6条第1項
- 2 農地等の利用の最適化 農業委員会法第6条第2項
- 3 農業の担い手の育成と確保 農業委員会法第6条第3項
- 4 地域の課題解決 農業委員会法第38条
- 5 その他



1 農業委員会法第6条第1項

- ① 農地法
- ② 基盤法
- ③ 機構法
- ④ 農振法
- ⑤ その他

テキストは、6～10頁

